

フルハーネス型安全帯使用作業特別教育・講習会

開催日 2019年10月20日(日)

受付 8時30分～

講習 9時～16時30分

会場 熊建労本部 1F 会議室

熊本市南区平田2丁目23-1

受講料 7,000円

受講申込書(当講習機関及び熊建労各支部)

写真(2.5cm×3cm)2枚必要です

定員 40名(定員になり次第受付終了)

NPO法人熊本県建設技能教習センター主催

1 学科教育(カリキュラム)

| 科目 | 時間 |
|---------------------|-----|
| フルハーネスを使用する作業に関する知識 | 1.0 |
| フルハーネスに関する知識 | 2.0 |
| 労働災害の防止に関する知識 | 1.0 |
| 関係法令 | 0.5 |

2 実技教育

| 科目 | 時間 |
|----------------|-----|
| フルハーネスの正しい使用方法 | 1.5 |
| 合計 | 6.0 |



※ 当講習機関は免除講習はしていません。免除対象者の受講は可です(但し6時間)。詳しくは下記又は熊建労各支部へお問合せ下さい。

NPO法人 熊本県建設技能教習センター 熊本市南区平田2-23-1 電話 096-234-8805

墜落制止用器具の安全対策

建設業等の高所作業において広く使用されている胴ベルト型安全帯は、墜落時に内臓の損傷や胸部等の圧迫による危険性が指摘されており、国内でも胴ベルト型の使用に係る災害が確認されています。そのような背景から、厚生労働省は安全帯を国際規格であるフルハーネス型を採用するようになりました。

このため、高所作業に従事する仲間に対し、安全で正しい作業を行うためにフルハーネス型の適切な使用など、必要な知識及び技能を高めてもらい、職場における安全の一層の確保をすすめることを目的に講習会を開いています。

フルハーネス型安全帯使用作業特別教育内容

この特別教育は、労働安全衛生法第59条第3項、労働安全規則第36条第41号の業務、安全衛生特別教育規程第24条に基づき特別教育です。

厚生労働省が公表した「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」に基づいて実施するもので、フルハーネス型の正しい使用方法、点検、整備の必要性等の安全知識や、正しい取扱方法の実技を取り入れたカリキュラムによって行います。

規則で定められている講習時間は6時間以上です。講習を修了した人には、全国で通用する熊本県建設技能教習センターの「修了証」を発行します。

